

令和2年第2回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和2年2月26日（水曜日）午後5時00分

2 招集場所 神栖市役所分庁舎1階 会議室4

3 出席委員 教育長 新橋 成夫
教育長職務代理者 本間 敏夫
教育委員 安重 洋介
教育委員 井上 剛

4 欠席委員 教育委員 伊藤 茂子

5 委員以外の出席者

(事務局)

教育部長	島田 弘美	教育総務課長	山口 正
学務課長	渡邊 丈夫	教育指導課長	中田 信二
文化スポーツ課長	小貫 藤一	波崎教育事務所長	伊藤 恵子
中央公民館長	猿田 幸助	若松公民館長	正木 明美
矢田部公民館長	佐藤 幸司	はさき生涯学習センター館長	岩井 京子
中央図書館長	出沼 弘二	うずも図書館長	安藤 一夫
歴史民俗資料館長	成田 芳子	第一学校給食共同調理場長	川又 康史
教育総務課長補佐	佐久間 弘之	教育総務課係長	野中 祐子
教育総務課主事	額賀 桃子		

6 案件

日程第1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

日程第2 議案第6号 専決処分の承認を求めるについて

神栖市スポーツ振興基本計画策定委員会設置要項の
一部を改正する訓令

日程第3 議案第7号 教育財産の転用について

- 日程第4 議案第8号 市議会定例会提出議案に同意することについて
神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第9号 市議会定例会提出議案に同意することについて
神栖市青少年センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第10号 市議会定例会提出議案に同意することについて
神栖市運動施設利用条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第11号 市議会定例会提出議案に同意することについて
令和元年度神栖市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第12号 市議会定例会提出議案に同意することについて
令和2年度神栖市一般会計予算
- 日程第9 議案第13号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第10 諸般の報告

7 議事の大要 開会 午後5時00分
閉会 午後6時43分

- (1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名
会議録署名委員 本間委員
会議録作成書記 教育総務課長補佐 佐久間
- (2) 議事

教育長 令和2年第2回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第9 議案第13号については、人事案件であるため、神栖市教育委員会会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(出席委員 全員挙手)

教育長 出席委員全員賛成のため、日程第9 議案第13号については会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に本間委員、会議録作成書記に佐久間教育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第6号 専決処分の承認を求ることについて神栖市スポーツ振興基本計画策定委員会設置要項の一部を改正する訓令を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ
課長 議案第6号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第6号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第6号について、原案のとおり承認することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第6号については、原案のとおり承認されたことを宣言する。

教育長 日程第3 議案第7号 教育財産の転用についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

- 教育指導課長 議案第7号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第7号について、質疑を求める。
- 教育委員 建物の中の改修はされるのか。
- 教育総務課長 旧矢田部小学校は3階建てですが、2階までの改修を行います。地域住民の活動の利活用、教育研修施設、登校支援教室のための改修が主なものですが、学校から別の施設になるため、建築基準法上で内装などの基準が決まっており、それに基づいての改修となります。また、3階は改修しないが、緊急時の避難施設として利用できるよう、清掃等は行っていく旨を説明する。
- 教育委員 旧矢田部小学校の利用状況について伺いたい。
- 教育指導課長 旧矢田部小学校の施設の活用はなかったが、校舎並びに校庭の施設管理は行っていた旨を説明する。
- 教育総務課長 補足ですが、旧矢田部小学校は、地区の方が利用したいという話もあったため、政策企画課が窓口となり、施設の転用について、どのようにしていくか地区の方との話し合いを1年前から行っていました。その中で、教育研修施設としての利用が望ましいであろうと地区との話し合いで決定し、去年設計を行いました。グラウンドなどは地区の方が使えるように遊具の点検や、年に1回の専門業者による点検、草刈等を行ってきた旨を説明する。
- 教育長 学校プールについては、使用ができないためそのまま廃止となり、体育館は現在、波崎第二中学校の第二体育館として使用している旨を説明する。
- 教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第7号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第7号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第4 議案第8号 市議会定例会提出議案に同意することについて 神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第8号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第8号について、質疑を求める。

教育委員 附属機関について、要項として定めてはあるが、附属機関としての条例の定めがないものがあった。附属機関でない場合に、その委員に対しての報酬が支出できるものなのかなど、場合によっては裁判になることもある。今回附属機関として条例で位置付けてもらえたのはよかったですと思う。今後も該当するものがあれば改正をしていただければと思います。

教育長 他に質疑がないか求める。

質疑がないため、質疑を終結し、議案第8号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第8号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第5 議案第9号 市議会定例会提出議案に同意することについて 神栖市青少年センター設置条例の一部を改正する条例を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ
課長 議案第9号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第9号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第9号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第9号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第6 議案第10号 市議会定例会提出議案に同意することについて 神栖市運動施設利用条例の一部を改正する条例を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ
課長 議案第10号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第10号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第10号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第10号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第7 議案第11号 市議会定例会提出議案に同意することについて 令和元年度神栖市一般会計補正予算（第8号）を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第11号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第11号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第11号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第11号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第8 議案第12号 市議会定例会提出議案に同意することについて 令和2年度神栖市一般会計予算を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育部長 議案第12号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第12号について、質疑を求める。

教育委員 予算額の見方で、令和元年度の予算額は議案第8号の補正後の額が載っているのか。

教育部長 令和元年度の予算額は年度当初の予算額が載っている旨を説明する。

教育長 休憩を宣言する。

(休憩3分間)

教育長 再開を宣言する。

教育委員 教育指導課の新規事業で中学生を対象とした海外での語学研修とあるが、詳細を教えていただきたい。

教育指導課長

費用は一人40万円で半額を自己負担と考えています。募集の生徒数は16名を予定しており、7月下旬から8月上旬にかけてシドニーへの訪問を考えています。今子どもたちに求められているグローバル社会への対応を鑑みて新規事業として取り入れるところであります。また、学校へは4月にお知らせをし、5月に子どもたちへ募集をする予定となっている旨を説明する。

教育長

補足ですが、16名の内訳について、中学校が8校あるため、1校2名と考えています。令和2年度は16名ですが、次年度は神栖の子どもたちが通っている鹿嶋市の中高一貫校と清真学園を含め20名で考えています。10日間の期間でホームステイをし、ホームステイ先の子どもが通っている学校へ一緒に通い、スクールライフを経験してもらう予定です。オーストラリアの火事やコロナウイルスの心配があるため、昨今のさまざまな状況と外務省のホームページを確認しながら進めていく予定であります。また、東京オリンピックもあるため、大変なところもありますが、中学校2年生を対象として考えている旨を説明する。

教育委員

コロナウイルスについて、消毒を実施するなど学校現場での対策の費用は、予算の中でどういった形で対応をするのか。

教育部長

現予算の中での対応となるが、緊急を要するものがある場合は専決をし予算を確保するなど、変動することもある旨を説明する。

教育委員

中学生のオーストラリアの訪問が実施されることは嬉しく思います。過去に中国などへの訪問があったが、継続性がなかつたため、現地の学校へ通うということはすばらしいと思います。ぜひ成功させて次に繋いでいってもらいたいです。

教育委員

教育研修施設整備事業について予算額が1億3千万円あるが、予算の中で教職員の資質向上の研修会、登校支援教室、児童相談教室の整備、地域住民の利活用という3点の趣旨があり、特に1・2階を改修することだが、具体的なプランを教えてもらいたい。

教育指導課長 施設の間取りについては1階は理科室、家庭科室があり、教職員が実技研修ができる想定しています。現在の職員室は、教職員の研修室として考えております。校長室は矢田部小学校の今までの足跡や展示品を集約し、記念室として使用する予定です。1階の体育館側は住民との共用スペースとして、地域住民が活用できる場として考えています。2階については、2教室ずつを登校支援教室、幼児の相談教室として使用し、図書室は100名程度の人員が入れる研修室となり、研修の内容に応じて使用していきます。パソコン室は、ICT環境の整備に伴って、プログラミング教育について教職員が先行して学ぶ場としても用意をする予定である旨を説明する。

教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第12号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第12号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第9 議案第13号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
【非公開】

教育長 日程第10 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

文化スポーツ
課長 第2期神栖市スポーツ振興基本計画（素案）について報告する。

教育総務課長 3月の教育委員会行事予定について報告する。

教育総務課長 神栖市学校プール管理基本構想（案）について報告する。

- 教育部長 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応基本方針について報告する。
- 教育長 諸般の報告について、質疑を求める。
- 教育委員 学校利用を前提とした公営プールというのは、学校の施設ではないのか。
- 教育総務課長 学校のプールとして使用した場合であっても、土日、夜間、長期の休みに関しては利用が空くため、その間は海浜プールと同じ扱いで市民へ開放する考えであります。学校で使用する時間と市民の使用する時間を比較すると、市民の使用する時間が長くなると思われるため、学校プールというよりは、社会体育施設という考え方方が大きくなっています。そのため、今回の事業予算では体育施設整備事業として計上している旨を説明する。
- 教育長 休憩を宣言する。
- (休憩 5 分間)
- 教育長 再開を宣言する。
- 教育委員 生徒の中でコロナウイルスの感染が確認された場合、休校の措置、期間、範囲について現段階で検討しているものがあれば教えていただきたい。
- 学務課長 文部科学省の方針としては、発症者がいた場合、学校が休校になることや、地域への波及もあるため、市内全域も視野に入れることとなっている旨を説明する。
- 教育委員 当該学校のみなのか、近隣の学校も含めてということですか。

教育長

補足をさせていただきますと、休校については状況に応じて適宜日数が異なることとなります。最長で2週間程度の期間が必要になると想っています。例えば、1つの学校で発症者が出ていた場合、その地区の小中学校は全て休校の必要があると考えておりますが、感染の経路によっては、市内全校で休校となる場合もあります。新しい情報、方針などが出ましたら、それに従いながら適宜対策を進めていこうと考えております。

卒業式については、生徒が多い学校は卒業証書を渡す人数を限定し、時間を短縮する方法、参加する保護者の人数制限、高齢者の参加制限、来賓挨拶の数を減らすなど、方針についてある程度学校へ提示していきたいと思います。長時間は何時間とするのか難しい判断となります。子どもたち、参加する方々の安全を第一に考えて対応していきたいと思います。

また、学校へは、なるべく子どもたちに家で検温をしていただき、体調を確認してから登校してもらい、熱がある場合には休ませるということをしてほしいと指示しております。さらに、休校となった場合の在宅学習について、どのように対応していくか考えておくよう指示しております。コロナウイルスの対応については、各関係部署にも協力をいただきながら、状況に応じた対策を進めていきたい旨を説明する。

教育長

今後、コロナウイルスが学校等で発生した場合や対応が必要となつたときは、教育委員会としての方針を定めるにあたり、教育委員会臨時会を招集する場合もあるかと思いますが、緊急やむを得ない対応につきましては専決処分をさせていただき、早急に教育委員の皆様に報告をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(教育委員 了承する。)

教育長

他に質疑がないか求める。

質疑がないため、諸般の報告を終了する。

本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。

次回の令和2年第3回教育委員会定例会は、3月26日（木曜日）

午後5時00分から神栖市役所5階 501会議室において開催する旨を伝え、令和2年第2回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和2年3月26日 午後5時00分から
神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和2年 3月26日

会議録署名者

教育長

新橋成夫

委員

本間敏夫